

令和4年度 社会教育主事講習(資格付与講習)開催要項

国立大学法人 鳴門教育大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 鳴門教育大学

4 開催時期 令和 4 年 7 月 2 3 日(土)～令和 4 年 8 月 1 0 日(水)

5 会場(対面講習) 鳴門教育大学 地域連携センター 2階 教授スキル演習室
〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地

6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第 3 条の規定に基づき、4 科目 8 単位を開設する。

7 講習科目名, 単位数及び講師等 別表 1 のとおり

8 募集人員 30 人

※定員を上回る申請があった場合は、実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

9 日 程 別表 2 のとおり

10 受講資格

社会教育主事講習等規程第 2 条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和 26 年法律第 17 号）附則第 2 項の規定（注 1）に該当する者
- (2) 教育職員の普通免許状を有する者
- (3) 2 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 1 号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注 2）
- (4) 4 年以上社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する職にあつた者（注 3）
- (5) その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注 4）

(注1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和21年勅令第208号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

- ① 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育に係る職は次のとおりとする。
 - 1) 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。)、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人(以下単に「大学共同利用機関法人」という。)、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 2) 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を含む。以下同じ。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 4) 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
 - 5) 図書館法(昭和25年法律第118号)第4条に規定する司書の職
 - 6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第4条第4項に規定する学芸員の職
 - 7) 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者(常時勤務する者に限る。)の職であって、文部科学大臣が①の1)から①の3)に掲げる職に相当すると認めた職
 - 8) その他文部科学大臣が①の1)から①の7)までに規定する職と同等以上と認めた職
- ② 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
 - 1) 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 2) 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 3) 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 4) 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5) 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6) 独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
 - 7) その他文部科学大臣が②の1)から②の6)までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注3) 社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の学長、校長(園長を含む。)、副校長(副園長を含む。)、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師(常時勤務する者に限る。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員(常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。)、及び学校栄養職員(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- ② 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ その他文部科学大臣が①から③までに規定する職と同等以上と認めた職

(注4) 社会教育主事講習等規程(昭和26年法文省令第12号)第2条第5号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

- (1) 受講申込者は、下記の書類を整え6月17日(金)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。
 - ① 受講申込書(様式1)
 - ② 受講資格を証明する関係書類
卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2)等
 - ③ 履歴書(様式3)
 - ④ 受講承認書(様式4)(所属長の受講承認書)
 - ⑤ 単位修得認定申請書(様式5)(科目代替の認定を希望する者。詳細は、「13 科目代替について」を参照のこと。)
 - ⑥ 単位修得証明書(様式6)(科目代替の認定を希望する者)
 - ⑦ 分割受講証明書(様式7)(過去に分割で講習科目を受講した者)
 - ⑧ 返信用封筒[角形2号(33.3cm×24.1cm)]に、自己の宛先(住所、氏名、郵便番号)を記入の上、210円分の切手を貼付のこと。

(注) 卒業又は修了証書の写し、教育職員の普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

- (2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、6月27日(月)までに必着するよう提出すること。

提出先：〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
鳴門教育大学教務部学術情報推進課教育連携企画係

12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習概論 2単位」
- (2) 「生涯学習支援論 2単位」
- (3) 「社会教育経営論 2単位」
- (4) 「社会教育演習 2単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

13 科目代替について

次の(1)又は(2)に掲げるものについては、「生涯学習概論 2単位」の単位修得に代替することができる。

(1)放送大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位

(2)大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位。

※代替を認める科目は、省令科目「生涯学習概論」

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1)受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

(注2)受講許可書は、7月中旬～下旬に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所

受講者は、必ず7月23日(土)9時20分から9時40分までに、鳴門教育大学地域連携センター2階教授スキル演習室に集合し、受講許可書を受付に提示すること。

なお、講習期間中の交通手段、駐車場等については、受講許可書送付時に通知する。

16 受講に要する経費・注意事項

○ 受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費(教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、写真代等)は、受講者の負担とする。

※新型コロナウイルスの影響等、やむを得ず講習の実施方法を変更又は講習を中止する場合があります。ただし、その場合の交通機関、宿泊場所等のキャンセル料は、受講者の負担とする。

○ 新型コロナウイルス感染症対策(マスクの着用、手指消毒、検温等)を徹底すること。

17 オンライン講習について

(1) オンライン講習は、オンライン会議システム(Zoom)を利用して実施するため、各自、カメラ・マイクの機能を備えたパソコン(注1)及び安定したインターネット通信環境(注2)を準備すること。

(注1) Zoom画面上で資料提示を行うため、画面の小さいタブレットやスマートフォンでの受講は避けること。

(注2) 長時間の接続が必要であるため、有線LANに接続したパソコンでの受講を推奨する。Wi-Fiを利用する場合は、長時間安定した接続が可能なものであること。

(2) オンライン講習受講用の機器、通信費等は受講者において負担するものとする。なお、オンライン講習ではデータ通信料が膨大になるため、通信料に制限のない安定したネットワーク環境を推奨する。タブレット・スマートフォン等のモバイル通信は、契約内容によっては通信料が高額になる可能性があるので推奨しない。

(3) 講習に係るミーティングID、パスワードの通知方法等、オンライン講習に関する詳細は、別途受講者にお知らせする。

(4) 講習に関する連絡・資料送付のため電子メールを用いるので、受講申込書には常時使用しているメールアドレス(添付文書がパソコンで受信可能なもの)を記入すること。

18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故やけがに備え、傷害保険(スポーツ安全保険)に加入することを推奨する。経費については受講者負担とする。

19 宿泊について

宿泊の斡旋は行わない。

20 その他

本講習に関する問い合わせ先は、次のとおり。

○鳴門教育大学 教務部学術情報推進課 教育連携企画係 (Tel088-687-6101・6102)

○徳島県教育委員会 生涯学習課 学校・家庭・地域連携担当 (Tel088-621-3147)

個人情報の取扱について

受講申込により提出された書類に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、受講申込書類等に不備等があった場合の連絡、受講許可書の送付及び受講期間中の事務連絡等、受講にかかる事務処理のために利用します。

(別表1)

令和4年度社会教育主事講習 講習科目名 単位数及び講師等

科目名	単位数	内容・テーマ	配当時間数	教育方法	講師予定者の職・氏名		
生涯学習概論	2	生涯学習の意義	30	講義	鳴門教育大学 学長	佐古 秀一	
		生涯学習の理念			2.0	大分大学 教授	清國 祐二
		生涯学習社会と学校教育			2.0	大分大学 教授	清國 祐二
		生涯学習社会と家庭教育			2.0	大分大学 教授	清國 祐二
		生涯学習・社会教育関連施策の諸動向			2.0	大分大学 教授	清國 祐二
		社会教育の内容			2.0	大分大学 教授	清國 祐二
		社会教育の基本法令・施策(1)			2.0	(元)徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育の基本法令・施策(2)			2.0	(元)徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		社会教育主事の役割と職務			2.0	(元)徳島大学大学開放実践センター 教授	馬場 祐次朗
		博物館の役割と機能			2.0	徳島県立博物館 人文担当 (保存科学、考古)・企画担当	植地 岳彦
		コミュニティ・スクールの取組から			2.0	松茂町教育委員会 教育長	丹羽 敦子
		生涯学習振興施策の動向 <オンデマンド>			2.0	文部科学省 担当官	
		生涯学習・社会教育関連施策の諸動向(徳島県) <オンデマンド>			2.0	徳島県教育委員会 生涯学習課長	倉橋 文代
		図書館の役割と機能～美馬市立図書館の取り組みから考える～ <オンデマンド>			2.0	美馬市立図書館長	梶浦 真子
		公民館の役割と機能 <オンデマンド>			2.0	鳴門市堀江公民館長	橋本 信子
生涯学習支援論	2	参加型学習の実際	30	講義	鳴門教育大学教授	葛上 秀文	
		学習支援の原理 <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学教授	皆川 直凡
		特別支援と社会教育 <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学准教授	高原 光恵
		人権教育と社会教育 <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学准教授	芝山 明義
		LGBTQと社会教育 <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学准教授	眞野 豊
		学習支援の方法 <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学教授	川上 綾子
		学習者理解とカウンセリング <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学教授	小坂 浩嗣
		ICTと学習支援(1) <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学教授	藤原 伸彦
		ICTと学習支援(2) <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学准教授	泰山 裕
		防災に関する学習プログラム開発(1) <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学特命教授	阪根 健二
		防災に関する学習プログラム開発(2) <オンデマンド>			2.0	鳴門教育大学准教授	谷村 千絵

社会教育経営論	2	四国一小さな上勝町から広がるゼロ・ウェイスト <ライブ配信>	30	2.0	講義	株式会社BIG EYE COMPANY(ビッグアイカンパニー)Chief Environmental Officer	大塚 桃奈	
		社会教育経営の考え方				2.0	青山学院大学教育人間科学部 教授	山本 珠美
		社会教育の歴史				2.0	青山学院大学教育人間科学部 教授	山本 珠美
		自治体社会教育を支える人びと～社会教育委員を中心に～				2.0	青山学院大学教育人間科学部 教授	山本 珠美
		地域課題の収集・分析・把握と学習課題化				2.0	青山学院大学教育人間科学部 教授	山本 珠美
		社会教育計画の策定と評価(1)				2.0	香川大学 地域連携・生涯学習センター講師	大村 隆史
		社会教育計画の策定と評価(2)				2.0	香川大学 地域連携・生涯学習センター講師	大村 隆史
		社会教育事業における評価の意義と方法(1)				2.0	香川大学 地域連携・生涯学習センター講師	大村 隆史
		社会教育事業における評価の意義と方法(2)				2.0	香川大学 地域連携・生涯学習センター講師	大村 隆史
		コロナ禍における社会教育の実践例				2.0	NPO法人牟岐キャリアサポート 理事長	大西 浩正
		教育機関と連携した観光地域づくり ～世界農業遺産の地で行うSDGs教育～				2.0	一般社団法人そらの郷	園原 将吾
		社会教育と市民協働・住民自治				2.0	特定非営利活動法人グリーンバレー理事長	大南 信也
		防災を核とした社会教育と市民協働・住民自治 <ライブ配信>				2.0	徳島大学人と地域共創センター学術研究員	井若 和久
		地方における教育の可能性 <ライブ配信>				2.0	一般社団法人Disport代表理事	高畑 拓也
		持続可能な開発目標の実現と社会教育～障がいのある人とのパートナーシップで取り組む子ども食堂の活動を通して～ <オンデマンド配信後、ライブ配信>				2.0	特定非営利活動法人Creer	喜多條 雅子
社会教育演習	2	社会教育演習(1) ー地域における生涯学習の課題について考えるー	30	2.0	演習	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 岡本 博一	
		社会教育演習(2) ーこれからの生涯学習の意義を考えるー				2.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 森 倫宏
		社会教育演習(3) ーこれからの生涯学習を推進する組織のあり方について考えるー				2.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 榎並 理子
		社会教育演習(4) ーこれからの生涯学習における学習支援のあり方について考えるー				2.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 岡本 博一
		社会教育演習(5) ー地域活性化に関する具体的なプランの作成ー				8.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 横畠 宏昭
		社会教育演習(6) ー学校と地域の連携推進プランの作成ー				8.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 榎並 理子
		社会教育演習(7) ー最終成果発表会ー				6.0	鳴門教育大学教授 徳島県教育委員会	葛上 秀文 岡本 博一
8.0		120.0		120.0				

※<オンデマンド>について、7/23(土)～8/6(土)の間に視聴し、8/10(水)正午までにレポートを提出すること。

(別表2)

令和4年度社会教育主事講習日程表

	1 時 限	2 時 限		3 時 限	4 時 限	5 時 限
	(9:00～10:30)	(10:40～12:10)		(13:00～14:30)	(14:40～16:10)	(16:20～17:50)
7月23日(土)	9:20 受付 開講式 オリエンテーション	〔生涯学習概論〕 生涯学習の意義		〔生涯学習概論〕 生涯学習の理念	〔生涯学習概論〕 生涯学習社会と学校教育	〔生涯学習概論〕 生涯学習社会と家庭教育
7月24日(日)	〔生涯学習概論〕 生涯学習・社会教育 関連施策の諸動向	〔生涯学習概論〕 社会教育の内容		〔生涯学習概論〕 社会教育の基本法令・ 施策(1)	〔生涯学習概論〕 社会教育の基本法令・ 施策(2)	〔生涯学習概論〕 社会教育主事の役割と 職務
7月25日(月)	〔生涯学習概論〕 博物館の役割と機能	〔生涯学習概論〕 コミュニティ・スクールの 取組から		〔社会教育経営論〕 四国一小さな上勝町から 広がるゼロ・ウェイスト <ライブ配信>	〔社会教育演習〕(1) 地域における生涯学習の課 題について考える	
7月26日(火)	〔社会教育経営論〕 社会教育経営の考え方	〔社会教育経営論〕 社会教育の歴史		〔社会教育経営論〕 自治体社会教育を支える 人びと～社会教育委員を 中心に～	〔社会教育経営論〕 地域課題の収集・分析・把 握と学習課題化	
7月27日(水)	〔社会教育経営論〕 社会教育計画の策定と 評価(1)	〔社会教育経営論〕 社会教育計画の策定と 評価(2)		〔社会教育経営論〕 社会教育事業における 評価の意義と方法(1)	〔社会教育経営論〕 社会教育事業における 評価の意義と方法(2)	
7月28日(木)	〔社会教育経営論〕 コロナ禍における社会 教育の実践例	〔社会教育経営論〕 教育機関と連携した観光地域づ くり～世界農業遺産の地で行 うSDGs教育～		〔社会教育経営論〕 社会教育と市民協働・ 住民自治	〔社会教育経営論〕 防災を核とした社会教育と 市民協働・住民自治 <ライブ配信>	
7月29日(金)		〔社会教育経営論〕 地方における教育の 可能性<ライブ配信>		〔社会教育経営論〕 持続可能な開発目標の実現と社会教 育～障がいのある人とのパートナ シップで取り組む子ども食堂の活動 を通して～<オンデマンド配信 後、ライブ配信>	〔社会教育演習〕(2) これからの生涯学習の意義 を考える	
8月4日(木)	〔社会教育演習〕(3) これからの生涯学習を推 進する組織のあり方につ いて考える	〔生涯学習支援論〕 参加型学習の実際		〔生涯学習支援論〕 参加型学習の実際	〔生涯学習支援論〕 参加型学習の実際	
8月5日(金)	〔生涯学習支援論〕 参加型学習の実際	〔生涯学習支援論〕 参加型学習の実際		〔社会教育演習〕(4) これからの生涯学習にお ける学習支援のあり方につ いて考える		
8月8日(月)	〔社会教育演習〕(5) 地域活性化に関する具体 的なプランの作成	〔社会教育演習〕(5) 地域活性化に関する具体 的なプランの作成		〔社会教育演習〕(5) 地域活性化に関する具体 的なプランの作成	〔社会教育演習〕(5) 地域活性化に関する具体 的なプランの作成	
8月9日(火)	〔社会教育演習〕(6) 学校と地域の連携推進 プランの作成	〔社会教育演習〕(6) 学校と地域の連携推進 プランの作成		〔社会教育演習〕(6) 学校と地域の連携推進 プランの作成	〔社会教育演習〕(6) 学校と地域の連携推進 プランの作成	
8月10日(水)	〔社会教育演習〕(7) 最終成果発表会	〔社会教育演習〕(7) 最終成果発表会		〔社会教育演習〕(7) 最終成果発表会	14:40 閉講式	

※台風等での休講の予備日(補講)は、8月11日(木)とする。

※<オンデマンド>について、7/23(土)～8/6(土)の間に視聴し、8/10(水)正午までにレポートを提出すること。